

令和3年第2回区議会定例会

議案説明資料 (追加提案分)

(議案第 5 3 号)

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、「待機児童ゼロ」を継続するとともに、希望する全ての子どもが認可保育所に入所できる環境を整えるため、杉並区立上井草北自転車駐車場を移転し、その跡地に民設民営の認可保育所を整備することとした。

そして、令和 3 年第 1 回区議会定例会において、杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正し、令和 3 年 7 月 1 日に上井草北自転車駐車場を移転することとしたところである。

このたび、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による工事資材の搬入の遅れ等により、移転後の駐車場整備工事に遅延が生じたことに伴い、上井草北自転車駐車場の移転の実施時期を改める必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を「令和 3 年 7 月 1 日」から「令和 3 年 8 月 1 6 日」に改める。(附則第 1 項)

<実施の時期>

公布の日